

Q2-7 学級の指導計画はどのように作成しますか

学級の指導計画とは、「領域・教科を合わせた指導」「教科別の指導」「領域別の指導」「総合的な学習の時間」のそれぞれについて、集団編成や指導目標、指導内容、指導方法、配当時間、教材・教具などを実践的、具体的に計画したものです。児童生徒の障害の状態等を的確に捉えるとともに、学校や地域の特色や保護者の願い等を踏まえ、創意工夫を生かし、全体の調和を考えて作成します。

ヒント

作成にあたっての留意点として以下のことが考えられます。

- ・「領域・教科を合わせた指導」と「教科別の指導」「領域別の指導」との関連を図ります。

EX. 生活単元学習などで学習したことが、教科別の学習でより深く、確かなものとなり、また教科別の学習で学んだことが生活単元学習などで、実際の生活に生かされるなどの関連を図ります。

- ・目標はできるだけ具体的に示し、重点を明らかにすることが大切です。又、個人別に指導目標を明確にすることも必要です。
- ・学習活動を個人差に応じて展開できるように工夫する必要があります。
- ・「教科別の指導」で、教科の系統性を重視するあまり、児童生徒の興味や関心への配慮を忘れないようにしましょう。
- ・小学校6年間、中学校3年間の見通しをもって計画しましょう。
EX. 毎年同じ時期に繰り返される題材の内容を変化させたり、学年が異なる児童生徒各々に適した課題を用意しましょう。
- ・学習状況の変化に応じて指導計画を変更できるように弾力的な運用をしていく必要があります。
EX. 計画した活動が中止になったり、変更されたりします。時には、計画になかった偶発的な事柄を取り上げたりします。
- ・学習活動を校内だけにおいて展開するのではなく、校外の公共施設を活用するなどして、生活技能を高めたり生活習慣を身に付けたりするように配慮しましょう
EX. 町の図書館へ本を借りに行く。近所の店で買い物学習をする。作業学習の発展として産業現場等における実習を行うなどがあります。

Q2 - 8 個別の教育支援計画について教えてください

① どうして作成するのですか

個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒一人一人のニーズに基づき、乳幼児期から学校卒業後までをとおり、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成します。

また、作成にあたっては、教育のみならず、保護者、福祉、医療、労働等関係機関との連携・協力が必要です。

参考文献

石川版

「個別の教育支援計画」策定のためのガイドライン（68）

② いつ、どこで、だれが作成しますか

個別の教育支援計画は基本的には、障害のある児童生徒等が入学後、担任が中心となって作成します。

③ だれを対象に作成するのですか

小・中学校においては、特別支援教育の対象となるすべての児童生徒について、作成することになります。つまり、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室の児童生徒に加え、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒も対象となります。

④ 決められた様式はあるのですか

石川県では参考様式として個別の教育支援計画を示しています。その他、市町等で作成している個別の支援計画などもあります。「本人や保護者のニーズ」「支援目標」「支援内容」「支援機関や支援者」「評価・改定・引継」等の内容が記載されることとなります。

また、平成17年度に発刊した石川版「個別の教育支援計画ガイドライン」には、特別支援学校の様式等が示されているので、作成する際の参考となります。

<個別の指導計画及び個別の支援計画との違い>

